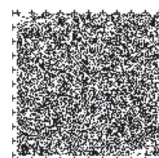
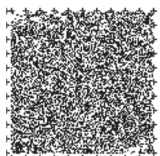


第 5 章

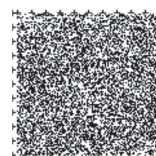
老人福祉計画



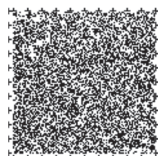


第5章 老人福祉計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	140
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	140
民生委員児童委員活動の推進	140
社会福祉協議会との連携	141
2 高齢者の健康づくりの推進	142
(1) 健康増進活動の促進	142
健康づくり計画の策定	142
健康づくり活動の推進	143
保健推進員活動の推進	144
食生活改善推進員活動の推進	144
健康教育（健康手帳の交付）の推進	145
健康相談の推進	145
保健師等による訪問指導事業の推進	146
(2) 疾病予防の促進	146
特定健康診査及び後期高齢者健康診査の促進	146
各種がん検診の推進	147
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	147
(3) 安心できる医療供給体制の構築	147
休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底	147
かかりつけ医制度の推進（医療マップ、啓発等）	148
救急医療情報キット	148
3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供	149
(1) 居宅サービスの適切な提供	149
移送サービス事業（福祉タクシー事業・福祉有償運送事業・福祉カー等貸出事業）	149
布団乾燥サービス事業	150
介護用品（紙おむつ）支給事業	150
訪問理容サービス事業	150
緊急通報システム事業	151
住宅改造費助成事業	151
在宅訪問歯科診療事業の推進	151
家具転倒防止器具取付事業	152
(2) 施設サービスの適切な提供	152
養護老人ホーム	152
(3) 介護人材の確保	153
就業促進のための研修支援事業	153
介護人材マッチング機能強化事業	153
体験就労奨励事業	154
4 民間活力を活用した多角的なサービスの提供	155
(1) ボランティア活動の推進	155
ボランティア活動の推進	155
市民活動支援センターの活用	156
5 高齢者の生きがいづくりの推進	157

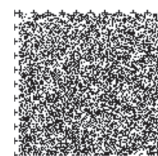


(1) コミュニティ活動の促進.....	157
老人福祉センター・地域福祉センター・老人憩の家の運営.....	157
老人クラブ育成事業の推進.....	158
地域福祉活動の推進.....	158
(2) 生きがい対策の充実.....	159
シルバーライフ施策の推進.....	159
シルバー人材センターの事業の推進.....	160
生涯学習・生涯スポーツ活動の推進.....	161
世代間・地域間交流の促進.....	161
伝承行事の後継者の育成.....	163
(3) 就労対策の充実.....	164
高齢者雇用の促進.....	164
6 高齢者にやさしいまちづくりの推進.....	165
(1) 高齢者の生活の安全確保.....	165
高齢者に係る消費者対策の推進.....	165
高齢者に配慮した防災・防犯・交通安全対策の推進.....	166
(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進.....	167
高齢者の住宅対策の充実.....	168
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保.....	169
福祉のまちづくりの推進.....	170
車いす貸出事業の推進.....	171
7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚.....	172
(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚.....	172
高齢者の介護に係る意識の啓発.....	172
福祉教育の推進.....	172
8 高齢者の人権の擁護.....	173
(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成.....	173
敬老祝事業の推進.....	173
(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進.....	174
成年後見制度の利用促進.....	174
日常生活自立支援事業の推進.....	174
法人後見事業の推進.....	175
心配ごと相談事業の推進.....	175
広報・啓発活動の推進.....	175



第5章 老人福祉計画 施策体系図

基本方針		基本施策
1	地域包括ケアシステムの深化・推進	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
2	高齢者の健康づくりの推進	(1) 健康増進活動の促進
		(2) 疾病予防の促進
		(3) 安心できる医療供給体制の構築
3	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供	(1) 居宅サービスの適切な提供
		(2) 施設サービスの適切な提供
		(3) 介護人材の確保
4	民間活力を活用した多様なサービスの提供	(1) ボランティア活動の推進
5	高齢者の生きがいづくりの推進	(1) コミュニティ活動の促進
		(2) 生きがい対策の充実
		(3) 就労対策の充実
6	高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1) 高齢者の生活の安全確保
		(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進
7	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚	(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
8	高齢者の人権の擁護	(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成
		(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進



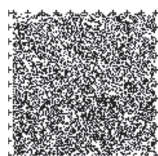
第5章 老人福祉計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

第9期計画では、第8期計画に引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センターが中心となって介護保険施設や医療機関、千葉県野田健康福祉センター、保健センター、社会福祉協議会等との情報ネットワークを構築していくとともに、民生委員児童委員、保健推進員等の活用や社会福祉協議会の体制強化を始め、NPO法人及びボランティアの育成にも努めていきます。

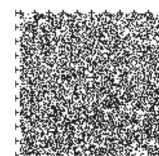
事業名	民生委員児童委員活動の推進	所管	生活支援課
現状	ひとり暮らしの高齢者等の身近な相談相手となり、生活に関する相談や助言等の援助、介護保険制度や各種福祉サービスの周知、住民要求等の行政等への取次ぎなど、行政と住民のパイプ役として積極的な役割を果たしています。主に、緊急通報システムの設置申請・敬老祝品の配布・救急医療情報キット ^{#29} の配布等の高齢者支援に関すること、ひとり親家庭訪問・学校との話し合いなどの児童福祉に関すること、心配ごと相談員として社会福祉協議会事業に関することにも協力を得ています。さらに、生活等の支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整に努めるとともに、個人情報の保護について意識の高揚を図りながら活動しています。		
課題	ひとり暮らしの高齢者等で、把握できていない相談支援の解決や支援につなげていくため、自治会や地区社会福祉協議会との連携を強化していくことが必要です。また、委員の高齢化とともに欠員が生じる一方で、新たな委員のなり手の確保が難しい状況です。		
施策の方針	民生委員児童委員には、高齢者やひとり親家庭、児童問題等の身近な相談相手として、また疑問や意見、ニーズ等の情報収集について、引き続き行政や関係機関とのパイプ役としての役割を果たしていただきます。さらに、支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整を務めていただくとともに、個人情報の保護について意識の高揚を図りながら活動していただきます。		



■高齢者福祉における民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員の役割	具体的な内容
制度の周知と利用促進のための役割	高齢者やその家族の状況を的確に把握し、高齢者福祉制度の内容を正確に知らせていくとともに、サービスを利用しながら在宅で生活していくことの重要性について理解を求めています。
見守りや励まし等の役割	高齢者やその家族が地域社会で安心して生活を送ることができるよう見守り活動や友愛活動を展開し、家族介護の状況についてもチェックを行っています。
代理的な役割	高齢者やその家族が高齢者福祉制度に係る申請をすることができない場合や、高齢者福祉制度に関する苦情等があった場合には、行政機関の窓口にて的確に取り次ぎます。
代弁者としての役割	高齢者やその家族の実態やニーズを行政機関に伝達し、制度や施策等の充実を図っていきます。

事業名	社会福祉協議会との連携	所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	重点事業として、22の地区社会福祉協議会の活動強化について、ふれあい・いきいきサロン、お楽しみ会、研修会等の様々な地域活動に対する支援を行っています。また、地区社会福祉協議会連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催し、これらを通じて各地区社会福祉協議会間の連携強化を図っています。権利擁護事業として、認知症などの理由で判断能力が十分でない高齢者が、地域で安心して暮らせるために、生活状況等に応じて必要な支援を行えるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の支援を行っています。		
課題	各事業の利用者の促進を図るため、啓発活動を積極的に実施することが課題となっています。		
施策の方針	高齢者に対する地域基盤の整備を図るため、社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の活動を強化し、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域ケアシステム確立に向け、「ふれあい・いきいきサロン事業」を行うとともに、地域介護予防事業にも協力体制を整えるなど、高齢者の社会参加や自立支援に結び付く事業を引き続き積極的に展開します。また、高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進についても、社会福祉協議会と一体となって普及啓発活動に取り組んでいきます。		



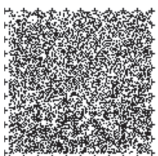
2 高齢者の健康づくりの推進

(1) 健康増進活動の促進

「健康日本21（第二次）」、「健康ちば21（第2次）」との整合を図りつつ、「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」に基づく健康づくり活動及び寝たきり予防対策を進めます。

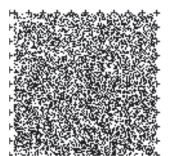
「健康日本21（第二次）」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」及び「生活習慣の改善及び社会環境の改善」の五つの基本的な方向に基づき、市民自らの健康づくり運動として展開していきます。

事業名	健康づくり計画の策定	所管	保健センター
現状	令和元年度から令和5年度までを期間とする「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」を平成31年3月に策定しました。市民一人一人が健康問題を自身の問題としてとらえ、主体的に健康づくりの取組を行えるようにするためには、個人を取り巻く家庭、地域、学校、職場など、社会全体で支えていくことが必要となり、行政も情報の提供や各種施策の展開など様々な面で積極的に関わりを持ちながら事業を展開しています。		
課題	<p>分野別の課題として、栄養・食生活では、若い世代における朝食の欠食や食事バランスの悪化、カルシウム不足や減塩できていない傾向が見られます。</p> <p>休養・こころの健康では、睡眠による休養ができていない人やストレスを感じている人が増加しています。</p> <p>たばこについては、喫煙者の若干の増加が見られます。</p> <p>アルコールについては、1回の飲酒量が減少傾向にあります。</p> <p>歯の健康では、歯が20本以上ある人は、年代が上がるほど少なくなり、80代は20パーセント程度です。</p> <p>糖尿病、循環器病においては、20代から40代が、時間がない、面倒だからという理由で健康診断を受けていない人が多く見られます。</p> <p>がん検診については、未受診の理由として、自覚症状がないこと、又は検診の時間が合わないなどが多くなっています。</p>		



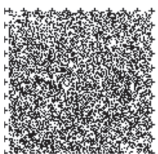
施策の 方針	<p>「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」は、健康づくりの推進のため「個人・家庭でできること」、「地域・職場でできること」及び「行政が支援すること」の実践を通し、社会全体で個人の健康づくりを支え、各関係者が連帯しながら健康づくりを推進するため、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活でき、こころ豊かなまちづくりを目指すため、①健康寿命の延伸、②生活習慣の改善、③子どもの健やかな成長の三つを基本目標として策定しました。具体的には、成人の生活習慣改善に関する9分野（栄養・食生活、身体的活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病及びがん）に母子保健を加えた10分野に掲げた各施策を推進していきます。</p>
-------------------	---

事業名	健康づくり活動の推進	所管	保健センター
現状	<p>健康づくり活動推進のため、健康・スポーツポイント事業を実施しています。市民の健康づくりや疾病の予防、早期発見・早期治療に役立て、更にスポーツに参加する機会の拡充を図り、心身の健康を保持増進していくことを推進しています。</p> <p>その他にも、骨密度測定の実施や運動習慣の定着のため、誰でも、いつでも、どこでも行うことのできるウォーキングについて、講習会を開催するとともに、ウォーキング活動が継続できるよう支援を行っています。</p>		
課題	<p>健康づくり活動を強化するためには、年代を問わず、市民が健康づくりに取り組むことができる環境をつくる必要があります。特に運動習慣のない人に対して、運動を行う意識付けを行っていくことが求められます。具体的には講習会等を通して、運動に対する正しい情報を提供し、効果的な運動方法を伝えることにより運動の継続を促すことができます。</p> <p>また、健康づくりに対しての情報提供は、各種事業を通して行うことにより、市民が健康づくりに興味を持ち自分自身の健康管理をすることができると考えています。</p>		
施策の 方針	<p>健康づくり活動については、保健センター事業を通して地域に密着した健康啓発活動を実施していきます。さらに、健康・スポーツポイント事業を通して健康意識の定着や実践に向けて働きかけを強化していきます。骨粗しょう症による骨折等の予防については、教室を開催することにより正しい知識や予防法を提供するとともに、保健センター及び関宿保健センターに設置している骨密度測定器の利用拡大を図ります。年代を問わず、誰でも、どこでも、継続してできるウォーキングを推進するために、ウォーキング講習会を企画、開催し、具体的な歩き方や正しい情報等を提供するとともに、適度な運動習慣が身に付くよう支援します。</p>		



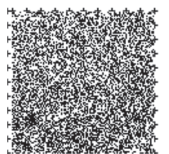
事業名	保健推進員活動の推進	所管	保健センター
現状	保健推進員として、令和5年4月1日現在29人の方に委嘱しております。母子保健、健康増進事業の普及・啓発のため、各種保健センター事業への参加を通して市民と行政のパイプ役として地域の子育て世代の交流、各種保健事業のPRを行っています。		
課題	市民の健康意識の向上や、地域の子育て世代との交流などを引き続き行う必要があります。		
施策の方針	保健推進員の活動をひろげ、母子保健、健康増進事業の周知を行うことにより、市民に保健センター事業を身近に感じてもらえるよう努めます。 また、保健推進員のPRや活動の周知をホームページなどSNSを活用して広く周知していきます。		

事業名	食生活改善推進員 ^{#53} 活動の推進	所管	保健センター
現状	食生活改善推進員として、令和5年4月1日現在で41人の方に委嘱しています。活動として、健康づくり料理講習会、シニアカフェ、生涯骨太クッキング等を行い、市民の健康づくりを推進しています。		
課題	食生活の改善は、生活習慣病の予防対策として重要であることから、市民への各講習会への参加を促すとともに、市民の自主的な健康づくりを推進していく必要があります。		
施策の方針	食生活改善推進員の事業活動を推進し、各事業への参加者の増加を図ります。更なる食生活の改善の啓発、周知を行うことにより、市民の自主的な健康づくりを推進します。		



事業名	健康教育（健康手帳の交付）の推進			所管	保健センター
現状	<p>健康寿命の延伸のため、生活習慣病予防等の正しい知識を習得し、適切な健康管理行動をとることができるように、集団健康教育を実施しています。</p> <p>また、検診（健診）結果や生活習慣（血圧や体重、日常生活動作）、健康相談の状況を、対象者が記録し、健康管理に役立ててもらうことを目的に、集団や個別の健康教育の場や保健センター窓口で、交付申請者に対し健康手帳を交付しています。</p>				
課題	<p>集団健康教育は、生活習慣病予防を広く啓発できる機会であることから、より多くの市民の参加を得るため、実施方法や内容を工夫していく必要があります。また、特定健康診査^{#78}及び特定保健指導^{#82}等との連携が円滑に進むよう支援していくことが必要です。</p> <p>健康手帳の新規申請数・更新数が低迷しているため、多くの対象者へ活用方法等の一層のPRをしていく必要があります。</p>				
施策の方針	<p>健康手帳のより一層の活用を図るため、市民へのPRに努めます。</p> <p>集団健康教育は、「健康日本21(第二次)」に示された五つの基本目標に係る内容を基本としつつ、野田市における地域特性による健康状況や他の保健事業の結果状況等を勘案して、がんや糖尿病等、病態別の項目について重点的に取り上げて実施します。</p> <p>健康教育は、特定保健指導との実施内容のバランスを考慮して、実施方法、内容等の見直しについて検討します。</p>				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
手帳交付数	140冊	179冊	150冊		

事業名	健康相談の推進			所管	保健センター
現状	<p>心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行うため、保健師等による健康相談を実施しています。</p> <p>健康相談は、骨粗しょう症や歯周疾患、各病態を対象とした重点健康相談及び心身の健康状況について総合的な相談を受け付ける総合健康相談を実施しています。</p>				
課題	<p>電話、来所相談にて健康相談を実施し、市民の生活習慣病予防、心身の健康の保持・増進を図ります。健康相談の活用をPRしていく必要があります。</p>				
施策の方針	<p>心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う健康相談を引き続き実施します。また、事業の充実及びPRに努めるとともに、実施方法の見直しについても検討します。</p>				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
相談数	282件	439件	300件		



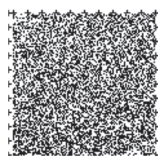
事業名	保健師等による訪問指導 ^{#107} 事業の推進	所管	保健センター
現状	40歳から64歳までの介護保険を利用していない方で、療養上の保健指導が必要である方及びその家族等に対して、健康に関する問題を把握し、心身機能低下の予防と健康の維持増進のため、訪問指導を実施しています。		
課題	療養上の保健指導が必要な対象者の把握方法を検討し、活動の充実を図る必要があります。		
施策の方針	今後も継続して対象者の把握に努め、市民の健康の維持増進のため、訪問指導を実施していきます。各専門職が連携・協働して訪問指導実施計画を策定し、訪問指導を実施します。		

(2) 疾病予防の促進

認知症や寝たきりの要因となる生活習慣病の早期発見と生活習慣病を予防するために必要な運動、栄養に関する正しい知識の普及等を目的として、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び各種がん検診を実施するとともに、受診率の向上を図ります。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、保健事業と介護予防の一体的な実施をします。

事業名	特定健康診査及び後期高齢者健康診査の促進	所管	保健センター
現状	特定健康診査では、関宿地域において令和元年度から集団健診を開始しました。また、未受診対策として実施していた通知での勧奨については、対象者に合わせた文面にする等の工夫をしています。さらに、国保連合会の支援事業を活用し、電話勧奨を実施しました。特定保健指導では、未利用者に対して手紙や電話で再勧奨を行いました。さらに、電話で状況が確認できない方には、訪問指導を実施することで利用率の向上に努めました。		
課題	受診率向上を目指し、あらゆる角度から特定健康診査と特定保健指導の勧奨を行う中で、更に有効な受診率・利用率向上策を検討していく必要があります。		
施策の方針	特定健康診査では、引き続き集団健診を実施し、肝炎ウイルス検診と結核・肺がん検診も同日受診できるような体制を継続することで、受診者の利便性の向上に取り組みます。さらに、未受診者への国保連合会による電話勧奨を継続して実施します。特定保健指導では、未利用者に対する早期のアプローチの他、集団健診の会場での保健指導初回分割実施を行う等、引き続き実施率向上に向けて対策を強化します。		
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
特定健康診査 の受診率	30.7%	31.6%	31.7%
特定保健指導 の実施率	19.4%	23.2%	20.0%



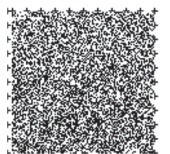
事業名	各種がん検診の推進	所管	保健センター
現状	国の指針である「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、5つのがん検診（胃がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん・大腸がん）を実施しています。検診の受診率向上のため、普及・啓発に努めています。		
課題	受診率向上を目指し、様々な機会を捉え、がん検診のPRを行い、更に受診しやすい体制づくりに努めていく必要があります。		
施策の方針	各種がん検診の受診率向上対策や継続受診を推進するとともに、がん検診の方法や精度管理について、国の指針である「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、医療機関との連携を緊密にし適切に対応していきます。		

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	所管	保健センター
現状	事業の実施に向け、関係機関との連携を緊密にし、検討を行っています。		
課題	国保データベース(KDB)システムを活用して、後期高齢者健康診査の結果を始めとした地域の健康課題を分析し、対象者の把握をした上でハイリスクアプローチを実施する必要があります。		
施策の方針	高齢者の心身の状態について把握した上で適切な保健事業を企画・実施することで、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。		

(3) 安心できる医療供給体制の構築

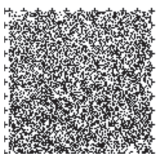
疾病の予防など、高齢者に対して、適切な医療の供給が図られるよう医療体制に関する周知を行います。また、休日診療、緊急時の医療整備体制に関しても周知を図ります。さらに、高齢者の健康管理を含め、診療や健康診断を受けることのできる「かかりつけ医」を持つよう高齢者などに働きかけていきます。

事業名	休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底	所管	保健センター
現状	野田市医師会等に委託し対応している休日の在宅当番医については、毎月15日号の市報の健康ガイド、市ホームページ及び県のちば救急医療ネットを通じて市民へ周知しています。		
課題	急病センターは令和2年8月10日から休診中のため、休日診療及び緊急時の医療体制をわかりやすく周知する必要があります。		
施策の方針	休日診療や緊急時の医療体制に関する情報提供の拡充を図ります。		



事業名	かかりつけ医制度の推進（医療マップ、啓発等）	所管	保健センター
現状	医療機関やかかりつけ医を探す際に活用できるよう、市が発行する「野田[公共施設等]ガイドマップ」を配布し、周知を図っています。 予防接種や健康診査、がん検診を実施している医療機関について、個別通知等で周知しています。		
課題	市民が状況に応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用できるよう、医療機関を探したり、選ぶための情報提供が行う必要があります。		
施策の方針	医師会及び歯科医師会と連携を図りながら、かかりつけ医の機能や医療機関の情報についての普及・啓発活動を推進します。		

事業名	救急医療情報キット	所管	高齢者支援課／ 障がい者支援課
現状	高齢者や障がいのある人が自宅で倒れ、救命活動が必要になったときに備え、あらかじめ個人の投薬情報などの医療情報を配布したカプセル内に入れて、冷蔵庫で保管しておき、救急時に救急隊や医師などがそのカプセルで個人の情報を確認するための救急医療情報キットを配布しています。		
課題	医療情報などを常に最新の状態に保っていくよう喚起するとともに、広く事業の周知をしていく必要があります。		
施策の方針	急速な高齢化が懸念されており、緊急時や災害時に医療行為を必要とする人たちを迅速に支援していくための検討をします。 更なる事業の周知を図るとともに、救急医療情報キット所持者に対して最新の医療情報を保つよう働きかけます。		
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
配布数	103個	136個	124個

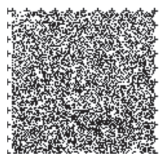


3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

(1) 居宅サービスの適切な提供

介護保険制度外の居宅サービスを適切に提供し、高齢者の福祉の増進を図ります。

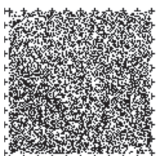
事業名	移送サービス事業（福祉タクシー事業・福祉有償運送事業・福祉カー等貸出事業）		所管	高齢者支援課／ 障がい者支援課／ 社会福祉協議会
現状	<p>福祉タクシー事業は市の単独事業として実施しており、要介護者や重度障がい者等が社会活動の範囲を広げるため、通院などの外出時におけるタクシーの運賃の一部を助成しています。</p> <p>NPO法人等が行う福祉有償運送事業については、現在、市内の2事業者が登録事業者として事業を実施しております。</p> <p>社会福祉協議会では、高齢者及び障がいのある人の社会参加の促進と福祉の向上を図るため、車いす2台が乗車可能な「ゆうあい号」、車いす1台が乗車可能な「たんぼぼ号」を無料で貸し出しています。</p>			
課題	<p>福祉タクシー事業については、対象者の増加に伴い、財政負担も増加しています。</p> <p>福祉有償運送事業については、現在、登録事業者が2事業者であることから、新たに事業参加できるNPO法人等の発掘が課題となっています。</p> <p>福祉カー等貸出事業については、利用者が年々増加傾向にあることから、安全で適切な事業運営が求められます。</p>			
施策の方針	<p>福祉タクシー事業による助成は、高齢者と障がいのある人の利用状況等と他の交通機関や地理的条件等を見極めながら、事業の必要性や助成内容を含めた、事務事業の見直しを検討していきます。</p> <p>公共交通機関等を補完する福祉有償運送事業については、移動制約者には欠かせない事業であることから、引き続き新規事業者の登録促進を図ります。</p> <p>福祉カー等貸出事業については、更なる事業の周知広報を図るとともに、利用者に対し、安全で適切に利用していただけるような事業の運営に努めます。</p>			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
福祉タクシー 事業登録者数	5,261人	5,267人	5,346人	
福祉タクシー 延利用件数	34,138件	33,689件	34,252件	
福祉有償運送 事業登録者数	915人	949人	950人	
福祉有償運送 延利用件数	761件	950件	1,000件	
福祉カー等 貸出件数	271件	301件	350件	



事業名	布団乾燥サービス事業 ^{#103}			所管	高齢者支援課
現状	平成30年度に事業を廃止し、従前の利用者に対するサービスの継続をしています。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
利用人数	2人	2人	2人		
利用件数	46件	48件	48件		

事業名	介護用品（紙おむつ）支給事業			所管	高齢者支援課
現状	市の単独事業として実施しており、介護認定調査票又は主治医意見書でおむつの使用、尿失禁又は日常生活自立度B又はCのいずれかに該当する方で、市町村民税非課税世帯で市税等の長期滞納がなく、生活保護等を受けていない方に介護用品（紙おむつ）を支給しています。				
課題	介護を必要とする高齢者の増加に伴い財務負担の増加が見込まれることから、事業見直しの検討が必要です。				
施策の方針	民生委員やケアマネジャー等を通じてサービス内容の周知を図るとともに、高齢者の需要動向を把握し、必要としている方の利用促進を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
利用者数	476人	459人	470人		

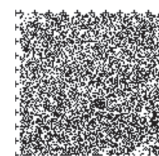
事業名	訪問理容サービス事業 ^{#110}			所管	高齢者支援課
現状	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方、又は介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた方で、一般の理容サービスを受けることが困難な方に対して、理容サービスに係る訪問費用を助成しています。				
課題	事業の周知を図り、事業を必要としている方を的確に把握していく必要があります。				
施策の方針	民生委員やケアマネジャー等を通じてサービス内容の周知を図るとともに、高齢者の需要動向を把握し、必要としている方の利用促進を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
利用者数	14人	13人	14人		
延利用件数	30件	31件	36件		



事業名	緊急通報システム事業		所管	高齢者支援課
現状	身体上慢性的疾患などで健康に不安を抱いている65歳以上のひとり暮らし高齢者の家に、緊急時に消防が通報を受け、救急出動により迅速な対応ができるよう、電話回線を利用した緊急通報システムを設置しています。			
課題	ひとり暮らしの高齢者の増加による対象者の増加が見込まれます。			
施策の方針	ひとり暮らしの高齢者の増加による対象者の増加が見込まれることから、事業の在り方について検討していきます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
延設置台数	443台	403台	420台	

事業名	住宅改造費助成事業		所管	高齢者支援課
現状	市の単独事業として実施しており、介護保険制度における要介護・要支援認定を受けた方で、介護保険負担割合証に記載された利用者負担が1割又は2割であり、かつ野田市税及び介護保険料を滞納していない方が、介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険の限度額20万円を超える改修費に助成率を乗じた金額（限度額30万円）を助成しています。助成率は市町村民税非課税世帯の方は1/2、市町村民税課税世帯の方は1/4となります。			
課題	今後も利用者数の増加により財政負担の増加が見込まれます。			
施策の方針	今後も利用者の増加が見込まれることから、介護給付適正化事業とあわせて、住宅改造費助成事業の適正化を図ります。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
助成件数	177件	167件	174件	

事業名	在宅訪問歯科診療事業の推進		所管	保健センター
現状	65歳以上で居宅において寝たきりの状態にあり、歯科医院には通院できないものの、訪問歯科診療は可能である方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、診療や保健指導を実施しています。			
課題	高齢化に伴い本事業を必要としている方が活用できるよう実施します。			
施策の方針	利用者数が減少していることから、実施方法の見直しについて検討します。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
年間利用者数	5人	3人	7人	

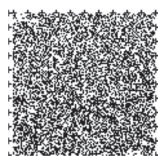


事業名	家具転倒防止器具取付事業			所管	高齢者支援課／障がい者支援課
現状	高齢者のみで構成する世帯又は障がいのある人の属する世帯で、いずれも自ら転倒防止器具を取り付けることが困難であり、かつ、他の者から取付けの協力が得られない世帯に対し、たんすや食器棚等の木製家具に、家具転倒防止器具を無償で取り付けます。				
課題	事業の周知を図り、事業を必要としている方を的確に把握していく必要があります。				
施策の方針	継続的に事業の周知を行い、利用促進を図っていくとともに、事業の内容や効果についても検討していきます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
利用件数	2件	2件	15件		

(2) 施設サービスの適切な提供

経済的に生活が困難な方で、住宅の状況や家族の事情で在宅での生活が難しい方の入所施設として養護老人ホームを設置運営し、福祉の増進を図ります。

事業名	養護老人ホーム			所管	高齢者支援課
現状	平成17年1月1日より養護老人ホーム野田市楽寿園の定員を70床から55床に変更し、15床を特別養護老人ホームに転換しました。さらに、平成30年4月1日からは、養護老人ホームの入所者が55名の定員を大幅に下回って推移していたことを踏まえ、養護老人ホーム14床を特別養護老人ホームへ転換し、入所定員を養護老人ホーム41人、特別養護老人ホーム29人とし、特別養護老人ホームにおける待機者の減少を図っています。				
課題	入所者の高齢化に伴い、重度の要介護になる方が多くなってきているため、対応を検討する必要があります。				
施策の方針	入所中に要介護状態となった場合、居宅サービスの利用が可能なことから、身体状況に応じて、適切なサービス利用の促進を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
入所者数 (年度末)	28人	28人	30人		

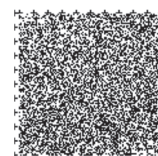


(3) 介護人材の確保

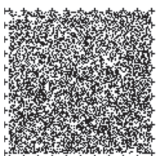
介護職員の確保及び定着が厳しく、職員の不足により今後の介護サービスの維持に支障が出るのが予想されることから、資格取得費用の一部助成や就職相談会等を実施し、介護人材の確保に取り組みます。

事業名	就業促進のための研修支援事業			所管	高齢者支援課
現状	介護職員初任者研修課程若しくは生活援助従事者研修課程の研修又は実務者研修課程を修了し、かつ、市内の介護サービス事業に就業している者に対し、介護職員研修に要した費用の一部を助成しています。				
課題	介護職員の確保、定着が厳しい状況になっており、介護職員が不足する状況がみられます。介護施設やハローワーク等を通じて広く事業の周知をしていく必要があります。				
施策の方針	介護施設等に係る雇用の確保及び介護保険サービスの供給の安定を図るため、助成制度の周知に努め、介護人材確保を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
初任者研修 受講者数	19人	10人	20人		
実務者研修 受講者数	28人	21人	25人		

事業名	介護人材マッチング機能強化事業			所管	高齢者支援課
現状	介護サービスに従事する職員の確保及び定着を図るため、介護職の就労を目指す学生・生徒及び保護者又は福祉に興味・関心を持ち就労していない主婦や定年退職者等を対象に、野田市役所1階エントランスホールを会場として、介護職員合同就職相談会を開催しています。また、介護施設の見学バスツアーや、ふれあいギャラリーでの介護施設の作品展示等を開催しました。				
課題	少子高齢化が進むなか、介護の担い手不足が社会問題となっています。介護サービスを安定的に提供するため、事業の周知及び事業内容の充実を図り、介護人材を確保する必要があります。				
施策の方針	介護事業者や就労を目指す方の希望等を反映しながら、事業内容の充実を図り、事業を周知します。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
来場者数	中止	13人	14人		
参加事業者	—	15事業者	13事業者		



事業名	体験就労奨励事業		所管	高齢者支援課
現状	<p>介護福祉に興味・関心のある未就労の主婦やシニア層等を対象に、体験就労を行う機会を提供するとともに、体験就労を行った方に対し、体験就労奨励金を交付しています。</p> <p>また、体験就労に当たって健康診断書の提出を行った方には、診断書作成費の一部を助成しています。</p> <p>さらに、体験就労後3か月以内に介護施設等の介護職として雇用され、一定期間就労が継続している方には、雇用の種類及び雇用期間に応じて、就労継続報償金を交付しています。</p>			
課題	事業の認知度が低いため、効果的な広報を行い、利用拡大を図る必要があります。			
施策の方針	事業の周知を図り、認知度を向上させることにより事業利用を促進します。また、受入介護施設等を拡大し、体験就労利用者が希望する職種の体験就労ができるよう努めます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
利用者	0名	0名	1名	
就職者 (内定者含む)	0名	0名	1名	



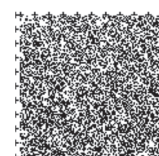
4 民間活力を活用した多角的なサービスの提供

(1) ボランティア活動の推進

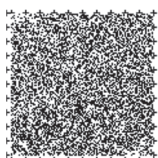
高齢者人口の増加による地域活動での人材の不足や、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、高齢者福祉分野においてもNPO法人やボランティアなどの民間活力を有効に活用していくことが求められています。

NPO法人やボランティアなどの活動を支援・育成していくことで、行政と民間とが協働した高齢者福祉サービスの提供を推進します。

事業名	ボランティア活動の推進		所管	社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では、市からボランティアコーディネーター ^{#116} 設置補助金の交付を受け、ボランティアコーディネーターにより、ボランティアの「相談調整」、「情報提供」及び「啓発、フォローアップ」を行っています。また、ボランティア講座の開催やボランティア情報の提供を行うとともに、「ボランティアサロン」や「地区社協スタッフ懇談会」に関しては、必要に応じたテーマを設定して開催しています。更に夏休みを利用し、学生のための「夏休みボランティア体験講座」を開催しています。			
課題	ボランティアの高齢化により活動を引退する方も増えているため、次世代を担う若い世代がボランティア活動に取り組むきっかけ、機会を増やしていくことが必要です。			
施策の方針	学生が参加しやすいボランティア体験会を実施し、ボランティアに触れ合う機会を設けるために引き続きボランティア体験会を実施していく必要があります。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
登録者数	1,414人	1,505人	1,550人	
相談件数	266件	391件	450件	



事業名	市民活動支援センターの活用		所管	市民生活課
現状	<p>市民活動支援センターの機能を充実させるため、令和3年度から市民活動の相談に対応する主任コーディネーターを配置し、コーディネーターやセンター長、支援補助員との連携により、NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体の育成・支援に取り組んでいます。</p> <p>市民活動団体の活動拠点となるよう、市民活動支援センター内のフリースペースやイオンストア店内会議室の貸出を行っています。</p> <p>また、ホームページや機関紙、登録団体紹介冊子の作成により、市民活動団体やセンターの情報発信を行い、利用促進に努めています。さらに、市民活動イベントとして「市民活動元気アップふえすた」に加え、令和元年度から「こまめカフェ」を開催し、広く市民に市民活動を紹介し、活動への参加を促進しているほか、参加団体間の交流も図っています。さらに、パソコンや助成金の学習会（10人程度での勉強会）も開催しています。</p>			
課題	<p>様々な分野の市民活動団体が発展していくためには、更に市民活動支援センターの機能を充実させるとともに、福祉全般を担う社会福祉協議会のボランティアセンターと、市民活動団体全体を支援する市民活動支援センターが連携していくことが必要です。</p>			
施策の方針	<p>今後もNPO法人及び各種ボランティア団体との連携を強化するため、市民活動支援センターの機能の充実と合わせて、市民活動支援センターの利用登録を推進するとともに、ボランティアセンター等との同時開催による市民活動イベントの開催等により、広く市民に市民活動を紹介し、団体間の交流を行うことで市民活動の活性化を図ります。</p> <p>また、市民活動団体の財政的な運営基盤となる、市の市民活動団体支援補助金や民間団体の助成金の活用支援を行います。</p>			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
利用登録 団体数	133団体	139団体	135団体	
センター 利用数	1,146件	917件	950件	
会議室 利用件数	284件	276件	300件	



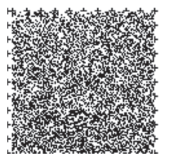
5 高齢者の生きがいがづくりの推進

(1) コミュニティ活動の促進

高齢者がコミュニティ活動を展開していく上で拠点となる施設として、老人福祉センターや地域福祉センター、福祉会館、コミュニティ会館、自治会集会施設を始め、社会教育の中核的施設である公民館、図書館、博物館、文化会館等の文化・社会教育施設等の機能の充実を図っています。

また、老人クラブ育成事業、地域福祉活動等の推進により、高齢者のコミュニティ活動の促進を図っていきます。

事業名	老人福祉センター・地域福祉センター・老人憩の家の運営	所管	高齢者支援課／人権・男女共同参画推進課
現状	<p>高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の活動の拠点として、老人福祉センター、中根地域福祉センター及び関宿福祉センターやすらぎの郷を設置しています。センターの管理及び運営は、シルバー人材センター^{#54}及び社会福祉協議会に委託し、年末年始と祝日を除き毎日開館しています。</p> <p>老人福祉センターは、老朽化への対応とともに、利用者の利便性や機能性、快適性の向上、バリアフリー^{#98}化を図るため、令和3年度から令和4年度に大規模改修工事を行っています。</p> <p>老人憩いの家は、高齢者の教養の向上やレクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図るため4か所（谷吉会館、七光台会館、島会館及び関宿会館）の福祉会館のうち、谷吉会館、七光台会館及び関宿会館の3か所に併設されています。</p> <p>福祉会館では、各種講座の開講、自主サークル活動への支援、地域交流事業の開催、相談事業、保健事業などを実施し、高齢者の福祉の増進と人権意識の向上を図っています。</p> <p>また、夜間利用時間及び火曜日における会館の管理については、シルバー人材センターに委託し、高齢者の活用を図っています。</p>		
課題	<p>老人福祉センター等については、利用者の減少がみられるため、今後は市民に対する広報を効果的に行い、利用拡大に努める必要があります。</p> <p>福祉会館については、利用者の拡大に努め、今後も地域福祉の拠点として、地域住民の需要など地域の実情に応じた事業展開を図る必要があります。また、適宜補修等を実施していますが、すべての会館で設備等の老朽化がみられます。</p>		
施策の方針	<p>老人福祉センター等については、センター自体に魅力を感じてもらうため機能の充実を図るとともに、今後も継続的にPRをしていきます。</p> <p>老人憩いの家については、今後も高齢者の教養の向上やレクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図ります。</p> <p>福祉会館については、引き続き、各種講座の開講、自主サークル活動への支援、地域交流事業の開催、相談事業、保健事業などを実施し、高齢者の福祉の増進と人権意識の向上を図ります。また、夜間利用時間及び火曜日における会館の管理については、シルバー人材センターに委託し、高齢者の活用を図ります。施設設備については、「野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、工事箇所等の検討を行い、必要に応じて補助金を活用しながら対応していきます。</p>		

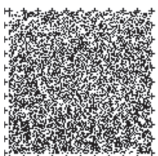


■老人福祉センター等の利用者数

区 分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
老人福祉センター	1,420人	4,184人	7,057人
中根地域福祉センター	4,483人	6,076人	16,798人
関宿福祉センターやすらぎの郷	6,517人	14,130人	20,733人
福祉会館（老人憩いの家）	25,954人	35,071人	38,000人

事業名	老人クラブ育成事業の推進		所管	高齢者支援課
現状	<p>老人クラブ（単位老人クラブ）の活動を通じて、高齢者が相互の親睦を図り、生きがいのある毎日を送れるよう、自主的な活動を行っています。</p> <p>会員数やクラブ数の減少対策として、若手委員会の設置や会員増強運動に取り組んでいます。</p> <p>高齢者向けの各種スポーツ大会や囲碁・将棋大会、芸能大会、カラオケ大会の開催など、魅力ある老人クラブとなるよう活動しています。</p> <p>令和4年度には、単位老人クラブの存続を支援するという観点から、市の単位老人クラブへの補助金の見直しを行いました。</p>			
課題	<p>昨今のクラブ数や会員数の減少に対応して、加入促進運動に取り組んでいる野田市いきいきクラブ連合会（旧野田市老人クラブ連合会）に対して、現在の補助制度の継続を図るとともに、市と連合会、地域の老人クラブが一体となって現存のクラブを維持しながら会員増加に努める必要があります。</p>			
施策の方針	<p>野田市いきいきクラブ連合会の下、各種事業の充実を図るとともに老人クラブが一体となって会員増強に努めます。また、団塊世代の方が新たな加入対象者となる中、魅力ある連合会活動や単位老人クラブづくりに取り組んでいきます。</p>			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
会員数	2,826人	2,563人	2,234人	
クラブ数	76クラブ	72クラブ	64クラブ	

事業名	地域福祉活動の推進		所管	社会福祉協議会
現状	<p>地区社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動を実施する活動拠点です。野田市では22地区を単位として、それぞれの地域の市民が中心となり、地域の特性に合った様々な交流と支えあいの活動を企画し、地域福祉活動を実施しています。</p>			
課題	<p>地区社会福祉協議会が実施する「ふれあいいきいきサロン」や研修会等の活動が、より充実するように支援していく必要があります。</p>			
施策の方針	<p>地区社会福祉協議会スタッフなどの地域における福祉課題やその解決に向けての取組などについてスタッフ懇談会を開催します。</p>			

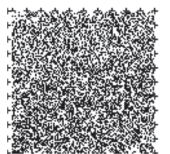


(2) 生きがい対策の充実

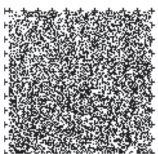
高齢者の社会参加の場や社会活動の機会の確保を図るため、平成10年度から実施しているシルバーライフ施策の更なる推進を図るとともに、シルバー人材センター機能の充実を支援します。

また、高齢者の生涯学習活動や高齢者の生涯スポーツ活動の推進、保育所や小学校での世代間・地域間交流の促進、伝承行事の知識や技術等の後継者育成事業の推進（伝統文化の保存・育成事業を推進）など、高齢者の生きがい対策の充実を図ります。

事業名	シルバーライフ施策の推進	所管	高齢者支援課/ 興風図書館/ 中央公民館等
現状	高齢者の能力の活用や社会参加の一環として、市内の公民館10か所、老人福祉センターや中根地域福祉センターの管理業務（貸館業務、施設管理業務、清掃業務など）等について、シルバー人材センターへの委託等を通じて、高齢者の雇用を図っています。		
課題	高齢者が自らその能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちながら、生活への意欲が高められるような社会参加の機会や、活動の場の確保を図っていく必要があります。明るく活力ある社会を築き上げていくため、老後をどう生きるかという「キャリアデザイン」の考え方を取り入れた新たなシルバー施策の推進を図っていく必要があります。		
施策の方針	高齢者の能力の活用や社会参加の一環として、公共施設の管理の一部をシルバー人材センターへ委託し、高齢者の雇用を推進します。		

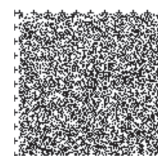


事業名	シルバー人材センターの事業の推進		所管	高齢者支援課
現状	健康で働く意欲がある、おおむね60歳以上の方が会員として登録し、施設管理業務や簡単な大工仕事、ふすま張り、庭木の手入れなどの作業に従事しており、市では経営安定化支援のため、公共施設等の受注業務量の増大に努めています。			
課題	<p>財政基盤を強化するため、会員の専門的な職業経験を活かした就業機会の拡大を図る等、シルバー人材センターとしての事業の拡大や、経営の効率化を図るなどの更なる自助努力が必要です。</p> <p>市としては、経営安定化の支援のための受注業務量の増大に努める必要があり、更に新たな支援策の検討が必要とされています。また、今後は経営体制や就業体制の変化も見込んで、近隣のセンターと連携を図り、事業を推進していく必要があります。</p>			
施策の方針	<p>財政基盤を強化するため、更に事業領域を拡充し、受注業務量を増加させるなどの自助努力が求められており、市としても野田市シルバー人材センターの事業拡大や経営の効率化の推進に向けた支援の在り方を検討します。</p> <p>また、今後は、経営体制や就業体制の変化も見込んで近隣自治体のセンターとの連携を図り、人材や受注業務の確保など、新たな事業展開を推進します。</p>			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
受注件数	4,169件	4,162件	4,162件	
受注金額	342,287,607円	366,206,642円	366,206,642円	

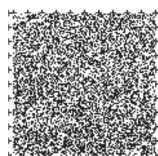


事業名	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	所管	生涯学習課／ スポーツ推進課
現状	<p>生涯学習相談窓口の充実、生涯学習コミュニティ広報の発行、文化祭の開催、美術展示事業の実施、生涯学習ボランティア(学校支援ボランティア)養成講座の開催、市民セミナーや福祉のまちづくり講座等の各種公民館主催・共催講座を実施しています。</p> <p>生涯スポーツ活動では、スポーツ教室やスポーツ大会、体力測定、スポーツ推進委員主催事業、スポーツ少年団関連事業及び生涯スポーツ推進事業を実施しています。</p>		
課題	<p>急速に進む少子高齢社会において、シニア世代の生涯学習活動の推進を図り、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに努める必要があります。高齢者の生きがい対策の充実を図り、地域活動へのきっかけづくりや人づくりを支援するため、市民との協働を視野に入れた人材養成講座の開設など、生涯学習機会の創出と提供、学習成果を適切に生かすことのできる社会の環境醸成が求められています。</p> <p>生涯スポーツ活動の拠点である各種スポーツ施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全性及び利便性に配慮した施設の改修が必要です。</p>		
施策の方針	<p>引き続き、生涯学習相談窓口の開設、生涯学習コミュニティ広報の発行、社会教育関係団体への助成、文化祭、美術展示事業、生涯学習ボランティア(学校支援ボランティア)養成講座、市民セミナー、福祉のまちづくり講座等を実施していきます。</p> <p>また、生涯スポーツ活動については、各種スポーツ大会の充実及びスポーツ施設の整備を推進していきます。</p>		

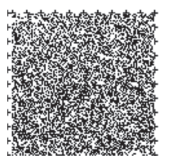
事業名	世代間・地域間交流の促進	所管	指導課／ 子ども保育課
現状	<p>学校支援地域本部事業の充実を図り、「地域に学び、地域に育つ」をスローガンに「地域とともに子どもたちを育む学校づくり」を推進しています。地域の方々による学習支援、地元事業所での職場体験学習、地域ボランティアによる図書を読み聞かせや学校環境整備などを進めています。また、生活科において身近な高齢者など多様な人々と触れ合う体験活動を実施するとともに、総合的な学習の時間において小学校では地域の人々の暮らし・伝統と文化について、中学校では職業や自己の将来に関する学習で地域の人材活用を図っています。</p> <p>保育所では、野菜、花の苗植え等を年間行事に取り入れ、これらの行事を介して高齢者との交流を実施することができました。しかし、多くの保育所で新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。また、中学生との交流においては、職場体験などの交流を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。</p>		



<p>課題</p>	<p>学校のニーズの変化等に応じて、新規の地域の支援者の協力が得られるよう、活動を広める必要があります。本部によって活動の違いがあるため、横の連携を一層進めることが必要です。また、公民館と連携し、教育資源を活用し本事業を推進する必要があります。年次計画を策定する際に「地元自治会」や「いきいきクラブ（老人クラブ）」などと事前に日程等の調整を行い、より多くの高齢者が参加できるように実施していくことが課題です。</p> <p>保育所等における高齢者との交流については、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで一部実施されましたが、多くの園では実施できなかったため、感染症のリスクを考えたうえで無理のない範囲で各保育所に実施していただけるよう周知していく必要があります。各保育所にて新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となりましたので、各保育所と連携を取りながら世代間・地域間交流をより多く実施していくことが課題です。</p>		
<p>施策の方針</p>	<p>小中学校では、生活科や総合的な学習の時間、特別活動の時間を利用し、世代間交流活動を年間計画に位置付けながら継続して実施していきます。具体的には、小学校では、昔の遊びを学んだり、高齢者を行事に招待して贈物や会食をするなどの交流を図るとともに、デイサービスセンターや病院などの施設を訪問して歌を披露したり、手伝いをするなど、交流を進めます。また、中学校では、施設を訪問して介護やボランティア活動などを中心に交流を図るとともに、高齢者に対する理解を深めながら、キャリア教育の一環としての福祉教育や進路学習に結び付けます。</p> <p>世代を超えたコミュニケーションは、地域の子どもたちを知る方が多くなることで、子どもの健全育成への効果が大きくなるとともに、教員や子どもが地域の方との交流を更に深めていくことで、地域全体の教育力が高まることが期待されます。</p> <p>地元自治会及びいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭の開放をし、保育行事、伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて高齢者との交流を深めます。地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。</p>		
<p>実績と見込み</p>	<p>令和3年度 (実績)</p>	<p>令和4年度 (実績)</p>	<p>令和5年度 (見込み)</p>
<p>高齢者ふれあい事業の実施状況</p>	<p>0回</p>	<p>1回</p>	<p>9回</p>



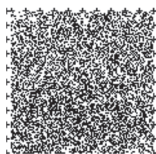
事業名	伝承行事の後継者の育成	所管	生涯学習課／ 指導課
現状	<p>野田市民俗芸能のつどいを11月下旬～12月上旬に開催しています。野田市民俗芸能連絡協議会加盟団体と、加盟団体が指導して後継者育成を行っている市内小中学校の団体が参加して民俗芸能を上演しています。</p> <p>また、後継者育成事業については、後継者育成指導委託事業、学校と連携した事業を開催しています。</p>		
課題	<p>子どもを対象とする後継者育成事業については、既に大きな成果をあげていますが、成長した子どもが後継者として地域に帰ることを目的とする、若者層を対象とした事業も必要となっています。ただし、古くから伝承されている民俗行事は、小中学校の学区よりも狭い地域から成るコミュニティによって保持されていることが多いので、地域を超え広範囲にわたる事業を行う場合、十分に保持団体の理解を得る必要があるため、慎重に進める必要があります。</p> <p>「民俗芸能のつどい」などイベントでの民俗芸能の上演は、後継者育成事業に対する意欲の向上に役立っており、今後も継続する必要があります。</p>		
施策の方針	<p>11月下旬から12月上旬に開催される「野田市民俗芸能のつどい」では、野田市民俗芸能連絡協議会加盟団体などが指導している市内の小中学校が参加して民俗芸能を上演しています。野田市民俗芸能のつどいを通じ、市内の学校と連携した事業の開催などを行います。市のほか民間助成を活用し、笛や太鼓など後継者育成に使用する用具の整備を行います。</p>		



(3) 就労対策の充実

高齢者の雇用促進や雇用相談窓口の利用の促進など、高齢者の就労対策の充実を図っていきます。

事業名	高齢者雇用の促進	所管	商工労政課
現状	<p>雇用促進奨励金は、職に就くことが困難な高齢者、障がいのある人又はひとり親を対象にハローワーク野田や無料職業紹介所のあっせんにより雇用する事業主に対し、奨励金を交付するものです。</p> <p>ハローワーク野田、野田商工会議所及び野田市関宿商工会と十分な連携を取りながら、求人对策や求職情報の充実を図っています。</p> <p>無料職業紹介所では、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで市役所2階の無料職業紹介所において、市民からの求職に対し職業紹介相談員が求人情報（ハローワークの情報含む）を提供し、職業相談・あっせん等を行っています。</p> <p>千葉県ジョブサポートセンター、流山市、柏市、我孫子市との共催により中高年向け再就職支援セミナー及び個別相談を実施し、高齢者の雇用促進を図っています。（ジョブサポートセンターの調整により、4市（野田市、流山市、柏市、我孫子市）共催）企業や関係機関と連携した高齢者向けを含んだ就職説明会の開催等について推進を図っています。</p>		
課題	<p>高齢化の急速な進展により高齢者の増加が見込まれ、意欲と能力のある高齢者が、長年培った知識や経験を活かして働くことができ、生活の安定を図ることができるような環境整備が必要です。</p>		
施策の方針	<p>職に就くことが困難な高齢者等をハローワーク野田や無料職業紹介所のあっせんにより雇用した事業主に対して、引き続き雇用促進奨励金を交付し、高齢者雇用を推進して参ります。</p> <p>ハローワーク野田、野田商工会議所及び野田市関宿商工会と十分な連携を取りながら、求人对策や求職情報の充実を図ります。</p> <p>無料職業紹介所では、今後も毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで市民の方からの求職に対して市内事業所の求人情報の提供やあっせんを行います。また、内職相談についても引き続き就業相談の一環として無料職業紹介所において、内職に係る情報の収集、提供及びあっせん等を行います。</p> <p>千葉県ジョブサポートセンター、近隣市との共催により中高年向け再就職支援セミナー及び個別相談を実施し、高齢者の雇用促進を図ります。</p> <p>引き続き企業や関係機関と連携した高齢者向けを含んだ就職説明会の開催について推進を図ります。</p>		



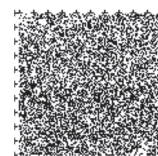
6 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(1) 高齢者の生活の安全確保

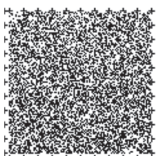
高齢者が被害を受けやすい悪徳商法などのトラブルを防ぎ、外出時や災害時に高齢者が被害を受けないよう、啓発事業や相談業務の充実を図り、被害の未然防止のための知識の普及に努めます。

また、高齢者も含めた地域ぐるみの支援体制を整えることなどにより、日常生活における安全の確保を推進します。

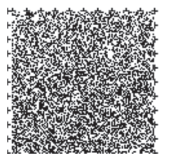
事業名	高齢者に係る消費者対策の推進		所管	市民生活課
現状	市報、安全安心メールの配信、消費者ミニ情報の発行により、消費者トラブルに関する情報提供を行いました。また、高齢者向けのリーフレットや具体例を取り入れながら注意喚起を行う出前講座により、啓発を行っています。			
課題	出前講座の周知と、いきいきクラブや高齢者団体だけでなく、高齢者支援組織、見守り施設などとの連携をしていく必要があります。			
施策の方針	悪徳商法の手口等について広く注意喚起を行うため、出前講座を継続して実施します。また、市報、安全安心メールの配信、消費者ミニ情報の発行により情報発信を行うことで、高齢者とその家族等、周辺の方々への注意喚起や、トラブルの早期発見のための見守り体制を強化していきます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
講座開催回数	3回	9回	5回	
参加者数	69人	153人	140人	



事業名	高齢者に配慮した防災・防犯・交通安全対策の推進	所管	防災安全課／ 高齢者支援課／ 市民生活課
現状	<p>防災対策に関しては、自主防災組織の組織化及び活性化を推進するため、地域防災リーダー研修の実施や地域に向けた講話の実施、自主防災組織等の活動に対する補助制度の拡充等を行い、災害時に迅速な避難及び被害の拡大防止が図れるよう、地域ぐるみの防災体制（自主防災組織）づくりの支援を実施しています。</p> <p>野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行っていましたが、現在見直しを行っています。</p> <p>防犯対策に関しては、市民で組織する野田市防犯組合では、17の支部を中核として自主防犯活動を展開し、全市的な防犯活動の推進に努め「犯罪のないまち」の実現を目指しています。更に防犯の強化を図るため、いざというときお互いに助け合うことができるような地域ぐるみの防犯体制を充実していくことが重要であり、自治会等と連携を強化して、自主防犯活動に対する啓発や支援等を実施しています。</p> <p>交通安全対策に関しては、老人ホームや公民館等で交通安全教室等を各施設の自主事業として実施しています。</p>		
課題	<p>防災対策に関しては、高齢者に配慮した地域防災力の向上が課題としてあることから、地域に向けた講話の実施、活動等に関する補助制度の周知を行い、高齢者だけでなく、その支援を行う方々の防災知識についても向上を図る必要があります。</p> <p>令和3年に災害対策基本法が一部改正され、市町村に対し個別避難計画の作成が努力義務化されましたが、避難行動要支援者名簿には自力で避難できる方も掲載されていることや、支援者の確保が難しいといった課題があり、計画の見直しが必要です。</p> <p>自主防犯活動に関しては、野田市防犯組合の各支部が地域の実情に合わせて定期的を実施していますが、パトロール等に参加する方が高齢化してきており、継続的な活動を維持していくことが各支部の課題となっています。さらに、市内の犯罪発生情報を安全安心メールや市報等で情報発信していますが、高齢者に広く周知を図るため、引き続き市報での情報発信を行うほか、振り込め詐欺被害防止の防犯活動を高齢者が多く集まる講演会や商業施設と連携して行っていく必要があります。</p> <p>交通安全対策に関しては、高齢者を交通事故から守るための啓発活動を実施していく上で、地域や各種団体等の協力が必要となります。</p>		



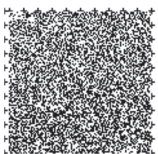
<p>施策の方針</p>	<p>自主防災組織及び自主防犯組織の全市的な展開については、身近な地域の防災力の向上及び知識の普及を図るため、地域防災リーダー研修の実施や地域に出向いての講話や、防犯力向上のための研修会を行い、地域ぐるみの防災・防犯体制づくりの支援を引き続き実施するとともに、災害時に迅速な避難と被害の拡大防止が図れるよう避難行動要支援者の支援体制の推進を目指します。</p> <p>要支援者の捉え方等について検討し、真に支援が必要な方の支援計画となるよう見直す必要があります。</p> <p>また、高齢者が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみの防犯体制づくりの支援を引き続き実施します。</p> <p>交通安全対策については、高齢者は加齢により活動範囲が異なることから、生活実態を踏まえたきめ細やかな交通安全対策を推進するとともに、高齢者が主として歩行や自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目して、それぞれの特性を理解した各施設で実施する交通安全教室等に引き続き協力します。</p>		
<p>実績と見込み</p>	<p>令和3年度 (実績)</p>	<p>令和4年度 (実績)</p>	<p>令和5年度 (見込み)</p>
<p>自主防災組織 組織数</p>	<p>222団体</p>	<p>223団体</p>	<p>225団体</p>



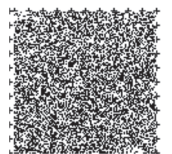
(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進

高齢者向けの住宅の充実を始め、道路・公共施設周辺的环境整備や車いすの貸与による移動手段の確保及び啓発の充実など、野田警察署や社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者に配慮したバリアフリーの整備を推進します。

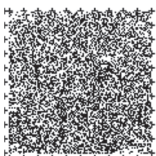
事業名	高齢者の住宅対策の充実			所管	営繕課
現状	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業として高齢者を対象に民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、円滑な推進を図るため、多くの不動産事業者の登録が得られるよう宅地建物取引業協会への働きかけを強めるとともに、様々な機会を通して事業の周知に努めています。				
課題	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援制度について関係部署にチラシを配布するなど周知はしているものの、現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることなどから、利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要などの条件があり、確保できない場合は契約できないなどの問題があります。				
施策の方針	現金収入の少ない高齢者が持家で生活が続けられるよう、不動産を担保に生活費を借り、死亡後に返済する仕組みとしてのリバース・モーゲージ ^{#125} 制度について先進市から情報を収集し、更に国の動向を注視しながら導入の可否を検討します。 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業については、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、引き続き多くの不動産事業者の協力が得られるよう宅地建物取引業協会等に働きかけを行うとともに、様々な機会を通して事業の広報・周知に努めます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
相談件数	1件	0件	2件		
申込件数	0件	0件	0件		



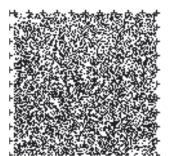
事業名	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の 質の確保		所管	高齢者支援課
現状	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置数は第8期末時点で有料老人ホーム10か所(定員357人)、サービス付き高齢者向け住宅13か所(定員412人)となっています。			
課題	サービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、今後必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むとともに、サービスの質を確保する必要があります。			
施策の方針	県と情報を共有し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態把握に努めるほか、サービスの質の確保に資する介護相談員の活用を検討します。 また、事業者に対しては、市民を優先して受け入れるよう働きかけていきます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
有料老人ホーム	8か所(定員339人)	8か所(定員339人)	10か所(定員357人)	
サービス付き 高齢者向け住宅	12か所(定員367人)	12か所(定員367人)	13か所(定員412人)	



事業名	福祉のまちづくりの推進	所管	生活支援課/ 営繕課
現状	<p>福祉のまちづくりパトロールにより指摘された道路等の要望整備箇所について、応急処理工事を行い、歩行者の安全確保を図るとともに、ファシリティマネジメント^{#100}の基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化を図りました。平成25年度からパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、利用頻度の高い道路に拡げ実施してきましたが、平成30年度までに完了しました。このことから、令和元年度からは、開始から20年余の時間の経過や、パトロール参加者の要望を踏まえ、初期に実施した半径500メートル圏内の路線を再度実施するとともに、新たに商業施設に隣接する路線で実施しました。</p> <p>パトロールに基づく道路の改修が一巡したことから、令和3年度からはパトロールを一旦凍結し、公共施設のバリアフリー改修に特化した事業を実施しています。</p> <p>また、福祉のまちづくりフェスティバル、公民館主催の福祉のまちづくり講座においても啓発を行いました。</p>		
課題	<p>福祉のまちづくりフェスティバル及び公民館主催の福祉のまちづくり講座を通じて、広く福祉のまちづくりについての啓発を行い、バリアフリーの実現に向けた活動を積極的に実施することが課題となっています。</p>		
施策の方針	<p>福祉のまちづくりフェスティバル及び公民館主催の福祉のまちづくり講座を通じて、バリアフリーの実現に向けた啓発活動を引き続き行っていきます。</p> <p>公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、施設の利用状況、整備の優先度等を踏まえ、計画的に進めていきます。</p> <p>また、福祉のまちづくりパトロールは一旦凍結しておりますが、公共施設管理者による周囲の点検や、福祉のまちづくり推進協議会の方々による日常生活圏域の中において危険箇所が確認された場合には、福祉部が窓口となって受け付け、対処してまいります。</p>		



事業名	車いす貸出事業の推進		所管	社会福祉協議会
現状	<p>介護保険制度における福祉用具貸与については、要介護状態等にある方を対象としており、期間は比較的長期となっています。それとは別に社会福祉協議会では、独自に骨折や怪我等により一時的に車いすを必要とする場合や、要介護者等であっても短期間のみ利用する場合など、介護保険制度の福祉用具貸与を補完するものとして実施しています。（最高31日間）</p> <p>また、ボランティア体験学習等に対しても貸し出しています。</p>			
課題	<p>車いす貸出事業は、一時的又は短期間利用するときに貸し出すこととしていますが、長期間の利用者も少なくなく、台数に限りがあるため、適切な利用についての検討が必要です。</p>			
施策の方針	<p>社会福祉協議会では引き続き、骨折や怪我等により一時的に車いすを必要とする場合や要介護者等であっても短期間のみ利用する場合など、介護保険制度の福祉用具貸与を補完するものとして実施していきます。</p> <p>ボランティア体験学習等における福祉用具の積極的な活用を推進し、市民の意識啓発に努めます。</p>			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
貸出人数	355人	475人	450人	



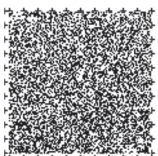
7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

高齢化社会において介護ニーズが増加する中で、特に女性の家庭内での負担が増加しないように、介護を社会的に支援することが必要であり、家庭や地域社会、行政機関及び企業などを対象に、高齢者の介護に対する正しい理解を深めるための啓発や介護サービスの情報提供を推進します。

事業名	高齢者の介護に係る意識の啓発	所管	人権・男女共同参画推進課
現状	固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うことが多くなっています。また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。		
課題	女性だけが家事、育児、介護等で過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしく生きられる社会の実現が求められます。		
施策の方針	野田市男女共同参画計画に示された各種施策を適切に推進します。その一環として、社会における制度や慣行の見直し、固定的性別役割分担意識の是正、解消を図るため、男女共同参画に関する講演会等を開催するなど、男女共同参画意識の醸成に向けた情報の収集、提供、啓発及び学習機会の提供等を行います。		

事業名	福祉教育の推進	所管	指導課
現状	福祉教育の一環として、小中学校は、高齢者施設等への訪問・交流活動、地域の清掃、募金活動等を実施しました。		
課題	学校教育において、地域、関係団体と連携を強化し、福祉活動や交流活動に取り組み、児童生徒が主体的にボランティア活動等に参加できるような福祉教育を継続して推進する必要があります。		
施策の方針	中学校における体験学習や福祉施設ボランティアの依頼については、各施設が可能な限り受け入れ態勢を整えられるよう、市として積極的に働きかけを行い、福祉教育の推進を図ります。 福祉教育の一環として市内小中学校を拠点とした地域の高齢者との更なるふれあい活動を推進して、学校教育における地域との連携を図ります。		

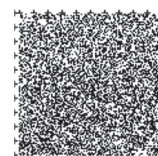


8 高齢者の人権の擁護

(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成

市では、福祉教育等を推進していくことによって、高齢者を敬愛する社会意識の醸成に努めていきます。

事業名	敬老祝事業の推進		所管	高齢者支援課
現状	多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛して長寿を祝福し、敬老の意を表すため、敬老祝金や敬老祝品を支給しています。			
課題	市の単独事業として実施してきたことから、将来的に財政負担を増大させる可能性があるため、支給対象年齢・金額等の見直しを平成29年度及び令和元年度に実施しましたが、高齢者福祉対策の財源確保等の観点から、更なる見直しの検討が必要です。			
施策の方針	敬老祝金と敬老祝品については、今後も節目支給を継続するものが高齢者の増加により費用が増加し、財政的な負担が増大していくことから、近隣市の状況をみながら、更なる見直しについて検討します。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
敬老祝金	1,500,000円	1,230,000円	1,260,000円	
敬老祝品代	4,483,000円	4,766,220円	5,249,000円	

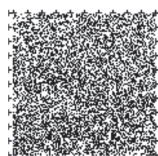


(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進

市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の普及啓発及び利用促進を図るとともに、各種相談事業を推進するなど、高齢者の人権を擁護するための施策の推進に努めます。

事業名	成年後見制度の利用促進	所管	高齢者支援課／ 生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成 29 年 1 月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として相談支援事業を実施しています。同事業では、成年後見制度に関する問合せのほか、判断能力が十分でない方の様々な権利擁護に関する相談支援を実施しています。		
課題	社会福祉協議会と連携し、成年後見制度（法定後見制度及び任意後見制度）の広報・啓発を進めるとともに、利用者がメリットを実感できる制度・運用とするための体制づくりを行う必要があります。		
施策の方針	成年後見制度の利用促進に向けた施策の基本的な計画策定と権利擁護支援体制を強化するため地域連携ネットワークの構築を進めていきます。 地域連携ネットワークの円滑な運営のため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会及び協議会を運営していくための中核機関の設置を検討します。		

事業名	日常生活自立支援事業の推進	所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として日常生活自立支援事業を実施しています。同事業では、定期的に契約者を訪問し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように支援を実施しています。		
課題	契約件数が増加傾向にあり、相談内容も多様化していることから、それに対応するための職員の専門性の向上、支援体制の強化が課題です。		
施策の方針	多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制の強化を図ります。継続して、日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。		
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
契約者数	92人	100人	111人



事業名	法人後見事業の推進			所管	生活支援課/ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として法人後見事業を実施しています。同事業では、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、判断能力が十分でない方の支援を実施しています。				
課題	相談内容が多様化していることから、それに対応するための職員の専門性の向上、支援体制の強化が課題です。				
施策の方針	多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制及び関係機関との連携を強化します。継続して、成年後見制度の普及啓発に努めます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
受任件数	17件	16件	15件		

事業名	心配ごと相談事業の推進			所管	社会福祉協議会
現状	総合福社会館の相談室に心配ごと相談所を開設しています。				
課題	心配ごと相談所は、あらゆる悩みごとの初期相談窓口であることから、相談から解決までに至らないことがあります。 相談所の周知広報を強化するとともに、相談員の資質の向上を図る必要があります。				
施策の方針	心配ごと相談所は、あらゆる悩みごとの初期相談窓口であることから、継続して実施する必要があります（初期相談であることから、専門的な相談については、適切な相談窓口への案内、又は取次ぎとなります。）。 また、各種専門的な相談にも応じられるよう、相談員の資質向上を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)		
相談件数	18件	27件	35件		

事業名	広報・啓発活動の推進			所管	人権・男女共同 参画推進課
現状	各種機会を通して、人権啓発冊子等を活用し、高齢者に関する人権についての啓発を実施しています。				
課題	平成30年度に実施した「野田市人権に関する市民意識調査」（5年ごとに実施）で高齢者の人権に関する問題が指摘されており、野田市の実態・ニーズに合わせた課題を精査し、関係機関や庁内関係部局との協力体制や情報交換、連携について検討する必要があります。				
施策の方針	令和2年3月に策定した「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に基づき、「高齢者の人権」を重要課題の一つに位置付けており、「野田市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。				

